

奈良工業高等専門学校学生食堂連絡協議会規程

昭和45年1月5日制定

平成12年4月1日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に学生食堂連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(業務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議及び実施する。

- 一 学生食堂の献立の検討に関する事。
- 二 学生食堂の利用者の意見を反映するため必要な調査並びに広報活動に関する事。
- 三 学生食堂経営者に対する必要な助言及び指導に関する事。
- 四 その他協議会が必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学生委員会委員のうちから選出された者 2名
- 二 事務系職員のうちから選出された者 3名
- 三 学生のうちから選出された者 5名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

(議長)

第6条 委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(協議会の事務)

第8条 協議会の事務は、学生課学生係で処理する。

附 則

この規程は、昭和45年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。